議案第１０号参考資料２

○ 室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例　新旧対照表

（昭和５９年条例第８号）

改　　正　　後	改　　正　　前
（印鑑登録証明書の交付） 第１５条　被登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。ただし、被登録者が自ら申請した場合で、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録証の提示を省略して申請することができる。 ２　（略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１６条　前条の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。）に必要な操作を自ら行うことにより印鑑登録証明書の交付を申請し、交付を受けることができる。	（印鑑登録証明書の交付） 第１５条　被登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。 ２　（略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１６条　前条の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、交付を受けることができる。